

広島県土砂の適正処理に関する条例等に基づく事前協議及び許可事務に係る標準処理期間

平成 29 年 4 月 1 日制定

1 東広島市土砂埋立行為の適正な実施の確保に関する条例第 8 条に基づく事前協議

条例の条項	事前協議の対象となる許可の種類	標準処理期間
第 8 条第 1 項	土砂埋立行為の許可	30 日
第 8 条第 2 項	土砂埋立行為の変更許可	20 日

2 広島県土砂の適正処理に関する条例（以下「県条例」という。）及び東広島市小規模土砂埋立行為に関する条例（以下「市小規模埋立条例」という。）に基づく許可

条例の条項	許可の種類	標準処理期間
県条例第 16 条 市小規模埋立条例第 3 条	土砂埋立行為の許可	20 日
県条例第 20 条第 1 項 市小規模埋立条例第 7 条第 1 項	土砂埋立行為の変更許可	20 日
県条例第 30 条第 1 項 市小規模埋立条例第 17 条第 1 項	土砂埋立行為の権利譲渡の許可	25 日